

令和元年 6 月 24 日

花巻市長 上田東一 様

特定非営利活動法人 女性と子の未来
理事長 若菜 多摩英 印
0198-41-3310

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第 29 条（同法第 52 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

備考 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載してください。

2 5 の書類には、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載してください。

3 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによります。

(A 4)

- (法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
 (法第 28 条関係「書類の備置き」)
 (法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

平成 30 年度の事業報告書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 女性と子の未来

1 事業の成果

- ①**小規模保育所**開設準備事業は、開設予定物件が転貸借物件であったことから、新たな場所探しとなつてしまった。
- ②**女性相談**は、年末年始・お盆を除く毎日、アンの家 Anne's ハウスの相談室で、**女性相談を実施**。年間の相談件数は延べ 607 人である。**女性弁護士相談**は月 1 回、DV 等による離婚の相談、借金の相談等、裁判手続きを踏んでの事例の相談として、慰謝料や財産分与・親権の問題などにも対応している。また、障害等での在宅者のケアには、**地域連携会議**を活用し、相談者の生活の質の維持・向上に努めている。
- ③女性と子の **well・being** を目標に、**次の 4 講座を開講**。「自分が変わるための心理学」はアドラー心理学の講座で、過去を振り返るのではなく、目的や目標に向かっての行動についての考え方をワークショップ形式(参加型)で学び、「**輝く人生を創るのは“貴女”次第!**」では、起業家として自ら会社経営をされている女性から、生き方も含めての過去を分析して未来の自己の目標設定する講座であった。女性のための法律セミナー自分らしい選択をするために～「**女性弁護士が語る!**」の講座は、女性弁護士の視点から、女性に役立つ法制度の案内をしつつ、弁護士への繋がり方や費用等についても紹介する実学になった。第 4 講座は、「**地域で進めよう男女共同参画講座**」は、花巻市の女性部長である久保田留美子氏と男女共同参画の現状について、ワークショップを開催し、家庭・地域・職場に残る男女格差についての意見をワークショップ形式で行った。
- ④**女性と子の居場所提供事業**は、日常的にサロンを女性の活動の場として、キッチンイベント広場にレイアウトし直して、椅子に座っての活動の場所、キッズルームは木製おもちゃや大型絵本並びに紙芝居が用意され、自由あそびの空間に提供している。
- ⑤女性と子の未来の広報として、毎号、アンの家 Anne's ハウス通信を発行し市内の公共施設並びに、スーパー等の店舗に配備するほか、ホームページ (<https://jyoeitokonomirai.org/>) の開設やフェイスブックページ (<https://www.facebook.com/jyoseitokonomirai/>) も開設し、情報提供している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費 の金額 (千円)
女性と子の wellbeing を 回復し自己 実現(なりた い自分)を目 指すことが 出来る環境 整備	1. アンケート調査事業 市内事業所の子育て及び介護と就労の両立実態調査の年度実施に向けてプレ調査を実施。	2018.10- 2019.1	市内事業所 8 事業所	1 人		0
	2. 小規模保育事業			1 人		0
	3. 女性相談事業	月曜日 曜日 (年末年始と 祝日とお盆を 除く毎日 原則第 2 火曜日	“アン の家 Anne' s ハウ ス” 相	3 人	延 607 人	3,257

	(弁護士相談)	13時半-15時	談室		延24人	
	(地域連携会議 隔月開催) ・地域福祉課・アンの家 Anne'sハウス)・社会福祉協議会・カンナ福祉相談支援事務所			6人	34人	135
	4. エンパワメント事業 女性のステップアップを目標に講座を開講。	①8月30日 ②9月25日 ③10月10日 ④11月12日	イ ト ー ヨ ー カ 堂 情 報 コ ー ナ ー ①-③ ④まな び学園	3人 3人 3人 1人	25人 25人 13人 8人	
	5. 女性と子の居場所提供事業 サロンは、友達と学び合いや語り合いの場・くつろぎの場。 キッズルームは、子どもの遊びの場として、木製遊具や紙芝居など、市内の保育所の寄贈を受けたものなど、多数のおもちゃ有り。	月曜日-日曜日 (年末年始と祝日とお盆を除く毎日)		1-2人	468人	2,639

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額 (千円)

(備考)

- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。